

個人住民税・所得税の定額減税が実施されます

令和6年度税制改正において、国の施策により、物価高騰の負担を軽減するため個人住民税および所得税の定額減税が実施されます。

定額減税の対象と減税額

●個人住民税

- 対象 令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下の人
※住民税が非課税の人、住民税均等割のみ課税される人は対象外
- 減税額 本人および扶養親族1人につき1万円

●所得税

- 対象 令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下の人
- 減税額 本人および扶養親族1人につき3万円

例

扶養親族なしの場合

個人住民税の定額減税額
1万円
所得税の定額減税額
3万円
合計4万円が減税

扶養親族2人の場合

個人住民税の定額減税額
3人 × 1万円 = 3万円
所得税の定額減税額
3人 × 3万円 = 9万円
合計12万円が減税

*いずれの場合も、減税しきれないときは「調整給付」を実施

個人住民税の定額減税の方法

申請の必要はなく、定額減税が反映された税額で、納税通知書が発行される、または給与・年金から天引きされます。
自分の減税額を確認したいときは、納税通知書または給与・年金の特別徴収税額通知書をご確認ください。
※所得税の定額減税の方法は、花巻税務署にお問い合わせください

ふるさと納税や住宅ローンの控除に影響はあるの？

定額減税は、ふるさと納税などの寄附金税額控除、住宅ローン控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
よって、すでに受けている控除への影響はありません。



減税しきれないときの「調整給付」

定額減税可能額が個人住民税または所得税の額を上回る人については、減税しきれなかった額を1万円単位で切り上げ、後日「調整給付」として給付します。
該当する人には、8月以降に通知する予定です。



令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯などは、物価高騰対策の給付金を別途支給する予定です。詳細は決まり次第、対象者に通知するほか、広報はなまきなどでお知らせする予定です。

【問い合わせ】

- ・個人住民税に関すること…本館市民税課(☎41-3524)、各総合支所税務会計係(大迫☎41-3125、石鳥谷☎41-3445、東和☎41-6515)
- ・所得税に関すること…花巻税務署(☎23-3341)
- ・給付金に関すること…新館地域福祉課(☎41-3572)

クマなどによる被害を防止
有害獣対策に関する補助制度を拡充



市では、クマやイノシシ、シカなどの有害獣による人的被害や農作物被害を防ぐため、補助制度を拡充しました。

放任果樹の伐採に対する補助制度、ガンロッカー・装弾ロッカーの購入に対する補助制度を新たに創設。また、「電気柵」の購入に対する補助について、市内在住の土地所有者だけではなく、「市外在住で市内に土地を所有する人」も補助の対象とするなど、制度の拡充を行いました。

①放任果樹の伐採

市街地へのクマの誘引物となりうる、不要な力キやクリの木の伐採に対して補助します。

- 対象 次のいずれかを満たす人
・市内の土地を所有または管理している人
・本市に隣接する市町の土地を所有または管理している市内在住の人
- 対象経費 市内の力キやクリの木の伐採にかかる費用
- 補助額
・業者に委託する場合…対象経費の2分の1以内(ただし、1本当たり15万円を上限)
・それ以外…1本当たり2千円

②電気柵の購入

- 対象 次のいずれかを満たす人
・市内の土地を所有または管理している人
・本市に隣接する市町の土地を所有または管理している市内在住の人
- 対象経費 電気柵の購入、設置にかかる費用
- 補助額
・団体(土地の所有者が3人以上)の場合…対象経費の4分の3以内(補助上限額なし)
・上記以外の場合…対象経費の3分の2以内(補助上限額なし)

③ガンロッカー・装弾ロッカーの購入

有害鳥獣対策を実施する人員を確保するため、ガンロッカーや装弾ロッカーの購入に対して補助します。

- 対象 狩猟免許を所有する市内在住の人

- 対象経費 狩猟免許を取得した日から翌々年度末までの間に購入した、ガンロッカーおよび装弾ロッカーの費用

■補助額

- ・ガンロッカー…対象経費の2分の1以内(上限3万円)
- ・装弾ロッカー…対象経費の2分の1以内(上限2万円)

④狩猟免許の取得

- 対象 新たに狩猟免許試験に合格した人
- 対象経費 狩猟免許の申請などにかかる費用
- 補助額 対象経費の2分の1以内(新規取得した狩猟免許の種類数に5,200円を乗じた額を上限とする)

①～④共通

- 問い合わせ・申請 農村林務課(☎23-1400)、各総合支所産業係(大迫☎41-3122、石鳥谷☎41-3442、東和☎41-6512)

*事前に必ず上記のいずれかへご相談ください。対象や要件の詳細、申請方法などを説明します

「いわてモバイルメール」でクマの情報をお知らせします



市に寄せられた全てのクマの目撃・出没情報(日時や場所、被害の状況など)を「いわてモバイルメール」で配信しています。

配信を希望する人は、岩手県のホームページ(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/jouhouka/mobilemail/top.html>)から受信登録をお願いします。



■いわてモバイルメールとは…

岩手県が行う、防災・災害情報や観光情報などを電子メールで配信するサービスです。携帯電話、スマートフォン、パソコンなどで受信可能で、自分が欲しい情報を選択して受け取ることができます